

ながの訪問看護ステーション重要事項の説明書

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下のとおり説明します。

1 (ご利用事業所の名称)

法人種別・名称	医療法人 行堂会
代表者名	理事長 長野 直樹
事業所名	ながの訪問看護ステーション
所在地	岡山県総社市金井戸150-1
電話番号	0866-92-8808
FAX 番号	0866-92-8866

2 (営業日及び営業時間)

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

3 (事業の目的)

この訪問看護事業は病気や障害があっても住み慣れた家で、その有する能力や状況に応じて安定した療養生活を送れるように、主治医や他職種と連携し、訪問看護計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、訪問看護を提供することを目的とします。

4 (運営の方針)

理念 : 安心で安全な在宅生活を支援します
利用者さまの「生きる」に寄り添います

基本方針 : 療養されている利用者とその家族をこころと体の両面から支援します
まごころを持って在宅生活を支援します
もう一人の家族のような存在になれるよう関係づくりに努めます

5 (職員の職種、職員数及び職務内容)

管理者 看護師1名(看護職員と兼務)
看護職員 看護師2名以上
理学療法士等 必要に応じて配置する

6 (通常の事業の実施範囲)

総社市

7 (秘密保持、個人情報の保護)

職員は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ないかぎり、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。この措置は退職後であっても同様です。この旨は職員の雇用契約の中に記載し、徹底を図ります。なお、個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、当法人が定めた別紙「個人情報保護方針」及び「個人情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ」のとおり適切な取り扱いに努めます。

8 (記録)

- (1) 当事業所は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、利用終了後、その記録を5年間は保管します。
- (2) 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合は原則としてこれに応じます。ただし、扶養者その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

9 (相談窓口、苦情処理)

- (1) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情に円滑に対応するための体制及び手順は以下のとおりにします。
 - ① 苦情処理台帳の記載
 - ② 苦情についての事実確認を行う
 - ③ 苦情処理方法を記載し、管理者決済
 - ④ 苦情について関係者と連携を行う
 - ⑤ 苦情処理の改善について利用者と確認を行う
 - ⑥ 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする
 - ⑦ 苦情処理についての成果を台帳に記録する

当事業所窓口	ながの訪問看護ステーション	
	電話	0866-92-8808
	担当者	井口 博香
	受付時間	8:30～17:30
公的機関窓口		
総社市長寿介護課		0866-92-8369
国民健康保険団体連合会		086-223-8811

10 (事故発生時の対応)

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、その利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。

11 (緊急時等における対応方法)

当事業所の看護職員は、訪問看護サービス提供中に、利用者の症状に急変が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。その他の緊急事態には指定されている方への連絡をいたします。しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医に報告するものとします。

12 (訪問看護の内容)

当事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画等に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。
理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書を連携し作成します。利用開始時や利用者の状態変化等に合わせ看護職員が定期的に訪問し、利用者の状態

について適切な評価を行います。理学療法士等による訪問看護は看護師の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。

利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

提供内容

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・ 病状・障害の観察 | ・ 療養生活や介護方法の指導 |
| ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ・ カテーテル等の管理 |
| ・ 食事及び排泄等日常生活の世話 | ・ その他医師の指示による医療処置 |
| ・ 褥創の予防・処置 | ・ リハビリテーション |
| ・ ターミナルケア | ・ 認知症患者の看護 |

1.3 (サービスの利用料等)

(1) 介護保険

- ・ 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- ・ 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき 20円

- ・ 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

(2) 医療保険

1日につき基本利用料として高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法等に定める一部負担金を徴収するものとします。

料金表は別紙1～5

(3) 訪問キャンセルについて

訪問をキャンセルされる場合は必ずご連絡をお願いいたします。

前日までにご連絡がない場合はキャンセル料金が発生します。1回 2000円

(4) その他

- ① 保険対象外の訪問看護は自費請求となります。 30分 3000円

なお、訪問の時間帯で割増料金をいただきます。

- ② 営業日以外の訪問（日祝、年末年始）は追加料金がかかります。 1日 3000円

1.4 (衛生管理及び職員の健康管理等)

1 事業所は、サービス提供に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に管理に十分留意します。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置等を活用し行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1.5 (身分証の携帯義務)

職員は常に身分証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときはいつでも身分書を提示します。

1.6 (非常災害対策)

災害の状況によりできる限りの安全を確保した上で、訪問を中断することがあります。

地震等の災害に備えて各自すべきことや避難場所、連絡方法など家族で話し合っておいて下さい。災害のための緊急依頼には対応できません。

避難場所（ ）

連絡先（ ）

災害等により当事業所での訪問看護の継続が難しくなった場合、連携する他事業所から訪問看護を提供することがあります。その場合、新たに他事業所との契約が必要となりますこと、ご了承下さい。

1.7 (虐待の防止について)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業者はサービス提供中に、当該事業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 8 (業務継続計画の策定等)

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 9 (地域との連携等)

事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問看護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問看護等の提供を行うよう努めるものとする。

2 0 (その他運営に関する重要事項)

その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、看護師等の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- 2 事業者は適切な訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要は措置を講じるものとする。

令和 8 年 5 月 1 日作成

個人情報保護方針

当事業所は、利用者および家族の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人(利用者)および家族から内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査の上適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、必要に応じ見直し、改善します。

6. お問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、訪問看護ステーション管理者までお願いいたします。

個人情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

当事業所は、利用者様およびご家族への説明と納得に基づく利用及び個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

サービス情報の提供

◇ご自身のご利用状況や介護保険および医療保険について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく職員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。内容により個々担当者が説明させていただく場合がございます。

サービス内容の開示

◇サービスの提供に関する記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、原則として、これに応じます。但し、ご家族その他の者(利用者の代理人も含みます)に対しては、利用者および家族の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

個人情報の内容訂正・利用停止

◇個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を同定できる情報を言います。

◇当事業所が保有する個人情報(利用記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。当事業所にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

◇個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

【利用者様の訪問看護サービスの提供に必要な利用目的、他の事業者等への情報提供】

※当事業所が利用者様および家族等に提供する看護サービス及びその向上

※保険請求システムのコンピューター関連会社へのシステム調整

※審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出

※審査支払機関又は保険者からの照会への回答

※質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析、報告

※当事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関、第三者機関への情報提供

※会計、経理 ※ご家族等への症状説明

※医師・居宅介護支援事業所・サービス事業所等への情報交換(サービス担当者会議等)

【上記以外の利用目的】

※看護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料

※利用者様の主治医の医師等の意見・助言を求める照会、回答

※医療、福祉等関係者への実習への協力

※症例検討・研究 ※満足度調査や業務改善の為のアンケート調査等

【学会・医学誌等への発表】

※特定の利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人および家族の了承を得ることとします。

◇当事業所は研修・養成の目的で、医療専門職の学生等が、訪問看護に同席する場合があります。但し、その場合は事前にご利用者および家族の了承を得てから行います。

◇身体上または宗教上の理由等で、看護に関して特別の制限やご希望がある方はお申し出ください。

◇一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

◇利用者および家族の個人情報はサービス終了後も保護いたします。

また、職員は在職中はもちろん退職後も個人情報保護に努めます。

◇ご質問やご相談は、当事業所職員までお願いいたします。

指定訪問看護サービス利用契約書

1. ながの訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)と、介護保険利用者及び医療保険利用者及びその他各種保険利用者(以下「利用者」という。)に対し介護保険法令及び医療保険法令の趣旨に従い訪問看護サービスの利用について重要事項説明書に基づき契約します。

2. 当事業所は、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように主治医の指示のもとに訪問看護を提供し、また一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当事業所に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めをします。

(利用者からの解除・終了について)

3. 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、介護予防訪問看護・訪問看護を解除・終了することができます。この場合、利用者及び扶養者は速やかに当事業所及びサービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、介護予防訪問看護・訪問看護実施期間中に利用中止を申し出た場合は、すでにご利用いただいた利用料等をお支払い頂きます。

(当事業所からの解除・終了について)

4. 当事業所は、次に掲げる場合は介護予防訪問看護・訪問看護の提供を解除・終了することができます。

(1)利用者及び扶養者が、利用料金を6ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払がなされない場合。

(2)利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護予防訪問看護・訪問看護の提供の範囲を超えると判断した場合。

(3)利用者又は扶養者が、当事業所及び当事業所の職員に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的な行為を行った場合。

(利用料金の請求・支払いについて)

5. 利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対し、訪問看護サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された利用月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計を支払う義務があります。

2) 当事業所は、利用者又は扶養者に対し、前月料金の請求書を毎月発行します。利用者又は扶養者は、連帯して、当事業所に対し当該料金をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払い方法は別途話し合いのうえ双方合意した方法によります。

3) 当事業所は、利用者又は扶養者から1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者又は扶養者に対して、領収書を発行します。

(その他)

6. この契約書及び説明書に記載されていない事項は、介護保険法その他諸法令の定めるところによります。又、利用者及び扶養者と当事業所はお互い協力し利用者にとってよりよい訪問看護サービスが実施できるよう努力するものとします。

利用サービス内容

【介護保険】

- ☐ 訪問看護サービス、介護予防訪問看護サービス
- ☐ 緊急時訪問看護加算
- ☐ 特別管理加算

【医療保険】

- ☐ 訪問看護サービス
- ☐ 精神科訪問看護サービス
- ☐ 24時間対応体制加算
- ☐ 特別管理加算

同意欄

私は重要事項の説明書の交付及び内容説明を受け、契約書に定める通り訪問看護サービスの提供を受けることに同意いたします。また、重要事項説明書第7項に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代筆（ ）続柄（ ）

利用者が訪問看護サービスの提供を受けることに伴い、重要事項説明書第7項に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

家族 住所

氏名 続柄（ ） 印

事業者 岡山県総社市金井戸150-1

医療法人 行堂会

理事長 長野 直樹 印

説明者 ながの訪問看護ステーション（ ）

※本契約にあたっては、本書2通作成し、当事者双方が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

【介護保険】訪問看護・介護予防 ながの訪問看護ステーション 料金表

1

(介護)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (訪問看護)	20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
	30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分以上1時間未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	理学療法上等による訪問の場合(20分につき)	294	2,940円	294円	588円	882円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	3,170円	317円	634円	951円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
遠隔死亡診断補助加算	死亡月につき	150	1,500円	150円	300円	450円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,500円	250円	500円	750円
口腔連携強化加算	1回につき	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	60円	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算	1月につき所定の単位×18/1000 追加					

【介護保険】訪問看護・介護予防 ながの訪問看護ステーション 料金表
(介護予防)訪問看護の場合

2

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
	30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	理学療法士等による訪問の場合(20分につき)	284	2,840円	284円	568円	852円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	3,170円	317円	634円	951円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
口腔連携強化加算	1回につき	50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	60円	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算	1月につき所定の単位×18/1000 追加		円	円	円	円

【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表
訪問看護基本療養費／加算

3

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降（看護師）	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降（理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降（准看護師）	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師（※）の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合（週3日目まで）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合（週4日目以降）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合（週3日目まで）	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合（週4日目以降）	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上9人以下)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合（週4日目以降）	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合（週3日目まで）	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合（週4日目以降）	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合（週3日目まで）	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回／訪問者3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上／訪問者2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上／訪問者3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,400円	140円	280円	420円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
		1日2回	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	1日1回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日2回	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】	1日1回	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		1日3回	9,000円	900円	1,800円	2,700円

【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表

4

※2026年介護報酬・診療報酬改定版(2026年5月時点の情報をもとに作成)

訪問看護管理療養費／加算

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,710円	771円	1,542円	2,313円
訪問看護管理療養費イ	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	3,010円	301円	602円	903円
訪問看護管理療養費ロ(20～50人)	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	2,510円	251円	502円	753円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護物価対応料	初日1日につき * 令和9年6月から200/100	60円	6円	12円	18円
	二日目以降1日につき	20円	2円	4円	6円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
訪問看護医療情報連携加算	月1回	1,000円	100円	200円	300円

その他

その他の療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算(月に1回ご請求)

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円

ベースアップ評価料(月に1回ご請求)

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,830円	183円	366円	549円
ベースアップ評価料(Ⅱ) なし(スコア15点未満/算定しない)		0円	0円	0円	0円
ベースアップ評価料(Ⅰ) 令和9年6月～		2,880円	288円	576円	864円

※厚生労働大臣が定める中山間・離島地域等にある訪問看護ステーションからご自宅まで片道1時間以上かかる場合、特別地域訪問看護加算として所定額の50%増

自費

交通費(医療保険でご利用の方)	片道5kmまで	100円
	片道5km以上 5kmごと	100円
死後の処置料(材料費込み)		15,000円

【医療保険-精神】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表(医療保険)

5

精神科訪問看護基本療養費／加算

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、作業療法士等による訪問		週3日まで／1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週3日まで／1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		週4日以上／1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		週4日以上／1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
准看護師による訪問		週3日まで／1回30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週3日まで／1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		週4日以上／1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		週4日以上／1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物への複数訪問 (2人目まで)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満(週3日まで)	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満(週4日目以降)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満(週4日目以降)	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上(週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満(週4日目以降)	4,720円	472円	944円	1,416円
同一建物への複数訪問 (3人以上9人以下)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日まで)	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満(週3日まで)	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
		30分未満(週4日目以降)	2,550円	255円	510円	765円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満(週4日目以降)	1,940円	194円	388円	582円
		30分以上(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
		30分未満(週4日目以降)	2,360円	236円	472円	708円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
入院時の外泊時の訪問	8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
精神科緊急訪問看護加算		月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算		1回につき	5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円
		1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円
		1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円
	看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円